

# 第 1 回 農業委員会総会議事録

令和 5 年 7 月 2 7 日開会

中標津町農業委員会

令和5年7月27日、第1回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

(農業委員会等に関する法律第21条の規定により町長が招集する)

本日出席した委員

(仮議席)

|     |       |
|-----|-------|
| 1番  | 小沼大   |
| 2番  | 西塚知也  |
| 4番  | 福島寿顕  |
| 5番  | 山下幸枝  |
| 6番  | 助口明   |
| 7番  | 遠藤昭男  |
| 8番  | 船越信雄  |
| 9番  | 二瓶裕貴  |
| 10番 | 横田千秋  |
| 11番 | 長谷川孝二 |
| 12番 | 田中洋希  |
| 13番 | 竹村聡   |
| 14番 | 瀧本和男  |
| 15番 | 後藤田宏幸 |
| 16番 | 中村正生  |
| 17番 | 笠原康博  |
| 18番 | 本田信幸  |

本日欠席した委員

3番 纓坂直俊

#### 附議した案件

- (イ) 議案第 1 号 現況証明願いについて
- (ロ) 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ホ) 議案第 5 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ヘ) 議案第 6 号 「中標津町個人情報保護条例施行規程を廃止する規程」並びに「中標津町個人情報の保護に関する法律施行細則」の制定について
- (ト) 報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について

#### 本日出席した職員

|         |         |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 杉 山 隆   |
| 庶 務 係 長 | 葛 西 利 光 |
| 農 地 係 長 | 吉 田 佳 弘 |
| 係       | 齋 藤 光 代 |

(開 会 10時30分)

事務局長 ただ今より、中標津町農業委員会第1回総会を開催いたします。改選後、最初の総会でありますので、町長よりご挨拶をいただきたいと思います。

町 長 農業委員改選後、第1回中標津町農業委員会の総会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。農業委員の皆様には、農業行政はもとより町政全般にわたり、日頃よりご支援とご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。農業委員会におかれましては、平成28年の農業委員会法の改正により、委員の公選制が廃止され、町長が議会の同意を得て任命することになりました。皆様におかれましては、先般の6月定例議会で議会の同意を得、去る7月20日に辞令を交付したところでございます。農業委員会の最も重要な業務としまして、農地等の利用の最適化の推進に係る活動でございます。「担い手への農地利用の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」による農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行うことが求められております。このような状況の中で委員の皆様には、新人の方もおられますし、経験豊かな方等さまざまでございますが、それぞれの地域において、皆様は人望のある方でございますので、必ずや農業委員としての任務を果たしていかれるものと思っております。本総会を期に、気持ちを新たにされまして、農業委員18人の仲間と共に充実した委員会活動をされますようご期待申し上げます。最後になりますが、中標津町農業委員会のますますのご発展とご参会の皆様のご健康、ご活躍をご祈念申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございました。

これより総会の議事に入りますが、会長が選任されるまでの間、本日の総会の招集者であります町長に、臨時議長をお務めいただき議事の進行をお願いいたしたいと思います。町長よろしくをお願いいたします。

町 長 改選後に行なわれます、最初の総会につきましては、町長が招集する事になっておりますので、会長が選出されるまでの間、臨時の議長の職務を行ないたいと思います。よろしくをお願いいたします。

臨時議長 それでは早速議事に入ります。ただいまの出席委員は17名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立致します。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。議事日程に従いまして、ただちに会議に入ります。日程1「仮議席の指定」を行います。仮議席は、ただいま着席の議席を指定します。日程2「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。中標津町農業委員会会議規則第24条第2項の規定による議事録署名委員は、後程決定されます議席番号の1番及び2番の委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

臨時議長 ご異議ないものと認めます。日程3、選挙第1号「中標津町農業委員会会長の互選について」を議題に供します。会長は農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、委員が互選した者をもってあてることになっております。互選の方法として選挙による方法、指名推薦による方法等がございますが、どのような方法で互選するか、おはかり致します。発言を求めます。  
(挙手あり) 笠原委員

笠原委員 指名推薦でお願いします。

臨時議長 ただいま、笠原委員から指名推薦の方法で互選したらどうかのご発言がございました、他にございませんか。

(全委員) 「なし」の声

臨時議長 ないものと認めます。おはかり致します、指名推薦の方法で互選することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

臨時議長 ご異議ないものと認めます。

よって会長の互選は指名推薦の方法で行うこととなりました。

指名推薦について発言を求めます。

(挙手あり) 笠原委員

笠原委員 本田信幸委員を会長に推薦したいと思います。

臨時議長 ただいま、笠原委員から本田委員を会長に指名推薦いただきました。  
他にございませんか。

(全委員) 「なし」の声

臨時議長 ないものと認めます。おはかり致します、会長に本田委員を選任することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

臨時議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、会長には本田委員を選任することに決定いたしました。  
ここで、会長に選任されました本田委員よりご挨拶をお願いします。

本田会長 ただいま、選任いただきました本田です。16年になります。それでも1期1年目の気持ちと何ら変わりございません。それぞれがそれぞれの財産だということで、最近  
は土地の評価にあたっておりませんけども、やはり怖いものがあります。それぞれが  
人の財産を扱うんだということを気持ちを持ち続けながら、現在農家が減ってきてい  
る辛いこともありますけども、農地は減っておりません。この中標津町内の農地をい  
かに守り次の世代へ累々と渡していくかが、農業委員会に課せられた責務だと思いま  
すので、事務局の皆さんとともに各委員さん各地区で皆さんとの意見を聞きながら、  
各部局と協議を重ね良い方法と必ず守るんだという気持ちを持ちながら続けられれば  
と思いますので、みなさんとともに3年間努力していきたいと思いますのでどうぞよ  
ろしくお願いいたします。

臨時議長 会長が選任されましたので、ここで臨時議長の職務を終わります。  
皆様のご協力をいただきまして、無事臨時議長の大任を果たさせていただきました。  
大変ありがとうございました。  
ここで暫時休憩と致します。

(～暫時休憩～)

事務局長 町長につきましては、この後の日程がございますので、ここで退席をすることとなり  
ます。臨時議長大変ありがとうございました。

(～町長退席～)

事務局長 会長が決まりましたので、会議規則第5条により本田会長に議長をお願いいたします。

議長 それでは会議を再開致します。  
日程4、選挙第2号「中標津町農業委員会会長職務代理者の互選について」を議題に供します。農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長が欠けた時また、事故がある時は委員が互選した者が、その職務を代理することになっております。職務代理者の互選の方法として、選挙による方法、指名推薦による方法等がございますが、どのような方法で互選したらよろしいか、おはかり致します。  
(挙手あり) 笠原委員

笠原委員 指名推薦をお願いします。

議長 ただいま、笠原委員から指名推薦の方法で互選したらどうかと、ご発言がございましたが、他にございませんか。

(全委員) 「なし」の声

議長 ないものと認めます。  
おはかり致します。指名推薦の方法で互選することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって会長代理は指名推薦の方法で互選することとなりました。指名推薦について発言を求めます。  
(挙手あり) 笠原委員

笠原委員 竹村聡委員を指名推薦いたします。

議長 ただいま、笠原委員から竹村委員を会長代理に推薦したい旨、ご発言がございましたが、他にございませんか。

(全委員) 「なし」の声

議長 ないものと認めます。おはかり致します、会長職務代理者に竹村委員を選任することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって会長代理には、竹村委員を選任することに決定いたしました。  
ここで、会長代理に選任されました竹村委員からご挨拶をいただきます。

竹村代理 会長職務代理者ということで選任いただきました、今回で3期目になります竹村でございます。よろしくお願いいたします。もう7年目になろうかと思うんですけども、毎年農業委員会も法律も変わりまして、農地バンクで取引をしなければならないとか、先日も新聞に載っておりましたけども、農地利用適格法人のコクテキの明確化ということで載っておりましたので、そのたびそのたび勉強していかなければならないなどということをひしひしと感じているところでございます。また今回新人の方が多いですけども、私自身もまだまだ勉強しなければならないなと思っておりますので、皆さんと一緒に勉強して職務を果たしていかなければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。短いですけどもこれで終わります。ありがとうございました。

議 長 日程5「議席の指定」を行います。会議規則第8条の規定により、議長が定めるとなっておりますので、議席はただいま着席されております議席としたいと思います。  
日程6「中標津町農業委員会専門委員会の構成について」を議題に供します。中標津町農業委員会専門委員会規則第4条の規程により、専門委員会の構成につきましては、総会で委員の中から互選した者を充てることになっております。おはかり致します。  
中標津町農業委員会専門委員会の構成につきましては、各委員から所属委員会選挙届を提出していただきまして、この票をもとに会長、会長代理で整理させていただき、委員会構成を決定したいと思います。ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。  
よって、中標津町農業委員会専門委員会の構成につきましては、各委員から所属委員会選挙届を提出していただき、この届をもとに会長、会長職務代理で調整させていただき、委員会構成を決定することと致します。  
なお、専門委員会規則第八条第二項の規定により、会長、会長代理は各委員会には出席しなければならないことになっておりますので、専門委員会には所属致しませんのでご了承願います。  
休憩中に専門委員会の選挙届を配布しますので、記入のうえ事務局に提出していただきます。ただちに休憩に入ります。

事務局長 委員の皆様ご連絡します。控室3号4号委員会室にお集まり願います。

(～暫時休憩～)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開致します。  
休憩中に提出された選挙届をもとに、会長、会長代理で調整をさせていただき、委員会構成を決定しましたので、事務局長から報告致します。事務局長。

事務局長 それでは農政委員会から報告いたします。中村委員、二瓶委員、福嶋委員、横田委員、船越委員、瀧本委員、西塚委員、そして本日欠席でございますが櫻坂委員の方から農

政員を希望とのことでしたので櫻坂委員を加えた8名でございます。

次に農地委員会ですが後藤田委員、田中委員、助口委員、山下委員、遠藤委員、笠原委員、小沼委員、長谷川委員以上8名でございます。以上でございます。

議長 ただいま、報告のとおりでございます。ここで暫時休憩と致します。休憩中に各委員会の開催をお願いします。専門委員会規則第五条の規定によりまず委員長、副委員長各1名を互選していただきまして、事務局まで報告をお願いします。また、後ほど議題となります、広報特別委員会の委員であります、各専門委員会から2名を選出することとなっておりますので、合わせて選出していただき、報告をいただきたいと思います。よろしくお願い致します。ただちに休憩に入ります。

事務局長 委員の皆様ご連絡します。控室3号4号委員会室にお集まり願います。

(～暫時休憩～)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開致します。  
休憩中に各委員長、副委員長が決定されましたので、事務局長から報告致します。  
事務局長。

事務局長 それでは農政委員会から報告いたします。  
委員長に中村委員、副委員長は二瓶委員、農地委員会は委員長に後藤田委員、副委員長は田中委員と決まっておりますので報告させていただきます。

議長 ただいま、報告のとおりでございます。  
ここで、農政、農地各委員長からご挨拶をいただきます。  
農政委員長、お願いします。

中村委員長 農政委員長に選出されました中村正生です。5期目になります。農政委員自体はあまり記憶にないので、多分また基本的なことを勉強しなければならないなと思っております。会長、代理の先ほどのあいさつを聞きながら、自分自身も気を引き締めて、また一から学びなおしてみなさんとともに励んでまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 農地委員長お願いします。

後藤田委員長 農地委員長務めさせていただきます後藤田です。今年で4期目にはなりますが、前回も挨拶のときにちらっと言いましたように、何事も勉強のつもりでいまだに頑張っているつもりであります。頼りない委員長と言われないように3年間頑張っていきたいと思っております。農地委員の皆様よろしくお願い致します。そして、また皆さんもご協力のほどよろしくお願い致します。簡単ですが挨拶とさせていただきます。

議長 日程7、「広報特別委員会の構成について」を議題に供します。



広報特別委員会の委員構成につきましては、広報特別委員会設置要綱第2条の規定により、農政委員会から2名、農地委員会から2名と会長代理の併せて5名で構成することとなっております。すでに農政、農地各委員会から委員が選出されておりますので、事務局長から報告いたします。

事務局長 それでは、報告いたします。  
農政委員会からは横田委員と福嶋委員。農地委員会からは笠原委員と山下委員。  
それと竹村会長代理の5名で広報特別委員会が構成されます。以上でございます。

議 長 ただいま、報告のとおりでございます。ここで、暫時休憩といたします。  
休憩中に広報特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いします。ただちに休憩に入ります。

事務局長 広報特別委員の皆様ご連絡します。控室3号4号委員会室にお集まり願います。

(～暫時休憩～)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開致します。  
休憩中に広報特別委員会委員長、副委員長が決定されましたので、事務局長から報告いたします。

事務局長 それでは報告いたします。  
委員長には横田委員、副委員長には福嶋委員が決定されました。  
以上でございます。

議 長 ただいま、報告のとおりでございます。  
ここで、広報特別委員会委員長からご挨拶をいただきます。

横田委員 広報特別委員の委員長をやりたいということで、受けることになりました。二期目の横田です。自分とは全く対極的な部署だと思いますので、事務局に全面的なご協力のもとに進めたいと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

議 長 日程8「中標津町農業委員会地区推進班の編成について」を議題に供します。地区推進班は、中標津町農業委員会地区推進班規則第2条で、6地区と定めております。地区推進班の班長及び委員は規則第3条の規定により委員会が選任することとなっております。おはかり致します。  
地区推進班の班長、委員につきましては、お手元に配付のとおりとしたいが、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。

よって地区推進班の班長、委員はお手元に配付のとおりといたします。

日程 9、会務報告を事務局長から報告いたします。

- 事務局長 6月26日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。  
7月5日に令和5年度市町村農業委員会事務局長研修会が、札幌市にて開催され、事務局長が出席しております。以上で会務報告を終わります。
- 議 長 以上で、会務報告を終わります。  
日程 10、議案第1号「現況証明願いについて」を上程致します。（1）について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
（挙手あり） 中村委員。
- 中村委員 上程になりました議案第1号「現況証明願いについて」（1）について説明いたします。  
9ページをお開きください。  
（1）1、申請人の住所、氏名。  
中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇、〇〇 〇〇。  
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積3,800㎡、利用状況、山林原野、他7筆。3、申請の理由、地目変更登記申請のため。4、見取図は、3ページのとおりです。  
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農用地区域となっており、公簿が畑ですが、現況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和4年12月19日、第1地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。
- 議 長 説明が終わりましたので、（1）の質疑に入ります。
- 議 長 なければ質疑を打ち切ります。（2）について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
（挙手あり）横田委員。
- 横田委員 上程になりました議案第1号（2）について説明いたします。4ページをお開きください。  
（2）1、申請人の住所、氏名。  
川上郡標茶町〇〇丁目〇〇番地、〇〇〇 〇〇。  
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積5,639㎡、利用状況、山林原野。3、申請の理由、地目変更登記申請のため。4、見取図は、5ページのとおりです。  
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の白地となっており、公簿が畑ですが、現況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和5年6月14日、第2地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであり

ます。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、（２）の質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。（３）について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
（挙手あり）竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第２号（３）について説明いたします。６ページをお開きください。

（３）１、申請人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇〇。

２、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積 16,500 ㎡、利用状況、農業用施設、他 7 筆。３、申請の理由、地目変更登記申請のため。４、見取図は、７ページのとおりで。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農用地、農業用施設用地、白地区域となっており、公簿が畑、牧場ですが、現況が農業用施設用地・山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものがあります。令和５年５月２３日、第３地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、（３）の質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおりで決することに、ご異議ございませんか。

（全委員） 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおりで、可決されました。  
日程 11、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程します。  
（１）について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
（挙手あり）横田委員。

横田委員 上程になりました議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」（１）について説明いたします。９ページをお開きください。

（１）１、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 189,734 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑、他 21 筆、計 745,411 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を後継者へ贈与するもの。譲受人、贈与を受けて営農するもの。4、移転の方法。所有権の移転。5、価格。無償。6、当事者の経営状況。世帯員、7 人、農従者、3 人、経営地、計 745,411 m<sup>2</sup>、家畜、牛 291 頭。7、見取図については、11 ページ、12 ページのとおりとなっております。この案件につきましては、峰松秀樹氏が宏樹氏に使用貸借していた農地を合意解約し、生前一括贈与するものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程 12、報告第 1 号「農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。(1)について、内容を地区推進班から報告願います。  
(挙手あり) 瀧本委員。

瀧本委員 報告第 1 号「農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」(1)について説明いたします。53 ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名

中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、(有)〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。

2、許可年月日、許可番号。令和 4 年 6 月 24 日付、中農委 5 第令 4-3 号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇番〇。4、転用目的。砂採取。5、事業計画の期間。令和 4 年 6 月 25 日から令和 5 年 6 月 24 日まで。6、事業完了年月日。令和 5 年 6 月 13 日。7、完了検査年月日につきましては、令和 5 年 6 月 19 日、第 5 地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議 長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程 13、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。

ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番、〇〇委員の退席をお願い致します。

(～〇〇委員退席後～)

(1) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 瀧本委員。

瀧本委員 上程になりました議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1) について説明致します。議案の14ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、(有)〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 52,527 m<sup>2</sup> 内 18,274 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。砂採取のため。4、転用の期間。令和5年8月25日から令和6年8月24日まで。5、権利の種類。賃貸借権。6、採取量、砂 9,527 m<sup>3</sup>。7、最大切深。5.0m。8、見取図については、15ページのとおりとなっております。この案件につきましては、令和2年4月からの継続地で砂の採取のため申請があったもので、今回の申請面積は 18,274 m<sup>2</sup> となっております。令和5年6月19日に、第5地区推進班で現地確認を行い、建設工事に必要な 資源採取のための一時転用であり、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は、止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
議案第3号(1) について、これを北海道農業会議へ意見聴取することに、ご異議ございませんか。。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。  
(～〇〇委員着席後～)

〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、意見聴取致します。

日程 14、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。(1) から(4) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地

利用集積計画の決定について」(1)から(4)について説明いたします。

17 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、牧場、現況、採草放牧地、面積 16,127 m<sup>2</sup>内 8,600 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑、他 7 筆、計 137,200 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農地所有適格法人に賃貸借設定するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、令和 5 年 8 月 1 日から令和 15 年 7 月 31 日まで。6、価格、年 433,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員 1 人、農従者 1 人、経営地、計 1,398,495.03 m<sup>2</sup>。家畜、牛 500 頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は 19 ページのとおりです。

なお、(2)につきましても、対象者が同一なため一括してご説明いたします。

20 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 32,627 m<sup>2</sup>、他 12 筆、計 311,284 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農地所有適格法人へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格 13,962,000 円。6、資金調達方法、スーパーL 資金 13,900,000 円、自己資金 62,000 円。7、譲受人の経営状況、構成員 1 人、農従者 1 人、経営地、計 1,398,495.03 m<sup>2</sup>。家畜、牛 500 頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は 22 ページのとおりです。

この 2 件につきましては、〇〇氏の離農に伴い、所有農地の一部を賃貸借し、一部を譲渡するものであります。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

23 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、(公財)北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇〇、(株)〇〇〇〇〇 〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 49,005 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,582,000 円。6、資金調達方法。スーパーL 資金、3,580,000 円、自己資金 2,000 円。7、譲受人の経営状況。構成員、4 人、農従者、4 人、経営地、計 1,519,960.4 m<sup>2</sup>、家畜、牛 100 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、25 ページのとおりです。なお、(4)につきましても、譲渡人が同一のため氏名等省略して一括説

明いたします。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲受人、譲受人、中標津町字〇〇〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 16,649 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、1,217,000 円。6、資金調達方法。スーパーL 資金、1,210,000 円、自己資金 7,000 円。7、譲受人の経営状況。構成員、4 人、農従者、3 人、経営地、計 1,415,144.03 m<sup>2</sup>、家畜、牛 500 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、25 ページのとおりです。この 2 件につきましては、平成 30 年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび 5 年間の賃貸借の契約期間が満了することから、借主に売り渡しするものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) から (4) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(5) (6) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第 4 号 (5) (6) について説明いたします。

26 ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、(公財) 北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 37,875 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑、他 4 筆、計 135,184 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、10,466,000 円。6、資金調達方法。スーパーL 資金、10,400,000 円、自己資金 66,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、4 人、農従者、3 人、経営地、計 688,836.82 m<sup>2</sup>、家畜、牛 293 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、27 ページのとおりです。

なお、(6) につきましても、譲渡人が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。28 ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 48,619 m<sup>2</sup>、利用目的、普通畑、他 2 筆、計 66,062 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、5,151,000 円。6、資金調達方法。その他資金、5,151,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、5 人、農従者、1 人、経営地、計 1,037,533 m<sup>2</sup>、経営作目、蕎麦。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、29 ページのとおりです。この 2 件につきましては、平成 30 年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび 5 年間の賃貸借の契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので（５）（６）の質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

（７）から（９）について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり）竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第 4 号（７）から（９）について説明いたします。

30 ページをお開きください。

（７）1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 2 3、（公財）北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 24,479 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑、他 3 筆、計 191,954 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、10,627,000 円。6、資金調達方法。スーパー L 資金、10,620,000 円、自己資金、7,000 円。7、譲受人の経営状況。構成員、3 人、農従者、2 人、経営地、計 1,281,811.09 m<sup>2</sup>、家畜、牛 385 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、33 ページのとおりです。

なお、（８）（９）につきましても譲渡人が同一でありますので、譲渡人の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。31 ページをお開きください。

（８）1、当事者の住所、氏名、年令。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 39,576 m<sup>2</sup>、他 2 筆、



計 100,068 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、6,815,000 円。6、資金調達方法。スーパーL 資金、6,810,000 円、自己資金 5,000 円。7、譲受人の経営状況。構成員、8 人、農従者、2 人、経営地、計 553,413 m<sup>2</sup>、家畜、牛 208 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、33 ページのとおりです。32 ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 49,122 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,536,000 円。6、資金調達方法。スーパーL 資金、3,530,000 円、自己資金 6,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、6 人、農従者、5 人、経営地、計 837,830 m<sup>2</sup>、家畜、牛 216 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、33 ページのとおりです。この3件につきましては、平成25年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび10年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので(7)から(9)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

(10)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第4号(10)について説明いたします。

34 ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、(公財)北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 62,359 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑、他 18 筆、計 534,581.76 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、37,042,000 円。6、資金調達方法。スーパーL 資金、37,400,000 円、自己資金、42,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、6 人、農従者、

2人、経営地、計532,013㎡、家畜、牛53頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、36ページのとおりです。

この案件につきましては、平成25年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものがあります。このたび10年間の賃貸借の契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので(10)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(11)から(13)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり)二瓶委員。

二瓶委員 上程になりました議案第4号(11)から(13)について説明いたします。37ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町○○○○○○○丁目○番地○、○○ ○。

譲受人、中標津町字○○○○○○○番地○、○○ ○○、○○歳。

2、土地の表示。字○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積10,064㎡、利用目的、牧草畑、他4筆、計24,275㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、1,155,000円。6、資金調達方法。その他資金。7、譲受人の経営状況。世帯員、3人、農従者、3人、経営地、計590,964.84㎡、家畜、牛47頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、39ページのとおりです。

なお、(12)(13)につきましても譲受人が同一でありますので、氏名等を省略し、一括してご説明いたします。38ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町○○○○○丁目○○番地、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○番○○、公簿、畑、現況、畑、面積10,507㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、483,000円。6、資金調達方法。その他資金。7、譲受人の経営状況。世帯員、3人、農従者、3人、経営地、計590,964.843㎡、家畜、牛47頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、39ページのとおりです。

40ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、野付郡別海町○○○○番地○、○○ ○○。



議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本件は、承認されました。  
(～二瓶委員着席後～)  
二瓶委員に申し上げます。本案は原案のとおり、承認されました。  
日程 16、議案第 6 号「中標津町個人情報保護条例施行規定を廃止する規程」並びに  
「中標津町個人情報の保護に関する法律施行細則」の制定についてを議題に供します。  
内容を事務局より説明願います。  
(挙手あり) 事務局長。

事務局長 上程になりました議案第 6 号「中標津町個人情報保護条例施行規程を廃止する規程並びに「中標津町個人情報の保護に関する法律施行細則」制定について提案理由のご説明を申しあげます。議案の 49 ページをお開きください。  
この件につきましては、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両方が要請される中、団体ごとの個人情報保護条例の規定、運用の相違がデータ流通の支障となりうることや、求められている保護水準を満たさない、そもそも条例がない団体があるなどの課題に対するため地方公共団体の個人情報保護制度について、これまで各団体の条例で規定していたルールを、全国的な共通ルールとして法律で規定するとともに、国のガイドライン等が示すことにより、地方公共団体の確かな運用を確保することを目的に個人情報保護法が改正されたところでございます。これにより、令和 5 年 4 月 1 日から、一部事務組合、広域連合等の特別地方公共団を含む地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における個人情報等の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」に一元化されたところでございます。法律の改正に伴い、中標津町 3 月定例会にて、町関係条例、規則等の廃止また、新規制定がされたところでございます。中標津町個人情報保護条例、中標津町個人情報保護条例施行規則及び中標津町個人情報保護条例施行規程が廃止となり、あらたに、中標津町個人情報の保護に関する法律施行条例が制定されており、施行するための中標津町個人情報保護に関する法律施行細則を制定いたしましたので、令和 5 年 7 月 27 日から施行するものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長      ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました。  
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。  
これをもちまして、第1回総会を閉会致します。  
ご苦労さまでした。

(閉会      1 1 時 3 1 分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年8月16日

会 長 \_\_\_\_\_

1 番 \_\_\_\_\_

2 番 \_\_\_\_\_